

特 記 仕 様 書

適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、緊急排水路維持修繕工事（以下「本工事」という。）に適用する。

総則

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

- ＜宇治市＞ 「土木工事共通仕様書（案）」（以下宇治市共通仕様書という。）
「土木工事施工管理基準」
「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」
「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」
 - ＜近畿地方整備局＞ 「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」
「土木請負工事必携」
 - ＜京都府＞ 「土木工事共通仕様書(案)」 （以下「京都府共通仕様書」という。）
「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」
 - ＜公益社団法人 日本下水道協会＞ 「下水道土木工事必携(案)」 「下水道施設維持管理積算要領」
 - ＜日本道路協会＞ 「舗装再生便覧」
- に基づき施工すること。

工事の着手	(始期日) 緊急工事等があるため、令和 7 年 7 月 1 日から施工の着手ができるよう準備すること。 (作業休日) 原則、工事における作業休日は、土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。 ただし、緊急性に応じて、土曜日・日曜日、祝日・夏季休暇および年末年始に行う場合もあり、その場合は監督職員の指示に従うこと。
	(緊急時の対応) 緊急時には監督職員の指示のもと、直ちに対応できるよう日時を問わず、概ね 1 時間以内に現場に到着し、作業開始できるよう組織と体制及び使用材料等を整えておかなければならない。
施工体制台帳 及び 施工体系図	(施工体系図及び施工体制台帳) 受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳をはぶくことができるものとする。
建設副産物	(特定建設資材の分別解体) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（再資源化等をする施設の名称及び所在地）

建設副産物	受入場所	受入機関及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社藤田産業 （昼間）	日曜を除く 毎日 8 時～16 時 30 分	最大寸法一辺が 100 cm以下に限る。	3.2 km
	株式会社玉井道路 （夜間）	日曜・祝日・第 2 土曜を除く 毎日 22 時～4 時	最大寸法 50 cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	3.8 km
コンクリート塊 （無筋）	株式会社三幸産業 （昼間）	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 7 時 30 分～16 時 30 分	ダンプアップできる大きさに限る。 ゴミ・草等が入った場合は受入不可。	12.7 km
	京都合砕株式会社 （夜間）	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 17 時～7 時	最大寸法 50 cm×50 cm以下に限る。	10.1 km

コンクリート塊 (有筋)	有限会社京奈リサイクル (昼間)	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 8 時～16 時 30 分	75 cm×75 cm×75 cm以下に限る。	12.1 km
	京都合砕株式会社 (夜間)	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 17 時～7 時	最大寸法 50 cm×50 cm以下に限る。	10.1 km
廃プラスチック類	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社	12月31日～1月3日を除く 月・火・木・金曜日 9 時～16 時 (12 時～13 時を除く)	著しく油分が付着していないこと。 有害物質が付着していないこと。 搬入車両の制限：最大積載量 4t まで	6.8 km
陶器くず	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社	12月31日～1月3日を除く 月・火・木・金曜日 9 時～16 時 (12 時～13 時を除く)	著しく油分が付着していないこと。 有害物質が付着していないこと。 搬入車両の制限：最大積載量 4t まで	6.8 km
スクラップ	山城プレス工業株式会社			3.9km

※上記については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(舗装切断作業時に発生する排水処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、監督職員が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、産業廃棄物の排水事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(建設発生残土の搬出)

1 建設発生土については、株式会社清水工業に運搬するものとする。

なお、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社において受入れが可能となった場合には、処分先を一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に変更するものとする。これに伴う残土処分費（運搬含む）及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

2 前条に関しての受け入れ条件は、下記のとおりとする。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	株式会社清水工業 京都市伏見区小栗栖牛ヶ淵町 残土受入場 075-748-8350	8 時 00 分～17 時 00 分		8.4 km

※上記については、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

3 受注者は、建設発生土の搬出先に対して、入札前に受け入れ条件を十分確認するものとする。

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)

	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要 ○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第 24 条建設副産物 4.再生資源利用計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入する場合は、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第 24 条建設副産物 5.再生資源利用促進計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出 する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 3 条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」を行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第 24 条建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページにて公開「再生資源利用【促進】計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

上記に掲載の再生資源利用【促進】（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。

（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
枝葉 （一般廃棄物）	城南衛生管理組合 （リサイクルセンター長谷山） 0774-53-3581	8 時 30 分～16 時 00 分 （12 時から 13 時は除く）	受入休止日 土、日曜日、祝日	6.4 km
除草ゴミ （一般廃棄物）	城南衛生管理組合 （クリーン 21 長谷山） 0774-52-3581	8 時 30 分～16 時 00 分 （12 時から 13 時は除く）	受入休止日 土、日曜日、祝日	6.4 km

・剪定枝、除草ゴミ（一般廃棄物）の搬入については、城南衛生管理組合と十分協議し、搬入基準を満たすこと。

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施工規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

監督職員

（材料確認）

による検査
及び立会等

受注者は工事に使用する材料について、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

施工管理

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。

品質試験項目

工 種	種 別	試験項目	試験方法
砂基礎（再生コンクリート砂）	材料	六価クロム溶出試験	環境庁告示第46号

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

品質規格

工 種	項 目	規 格 値	適 用
砂基礎（再生コンクリート砂）	六価クロム	0.05mg/l 以下	

工事中の
安全確保

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、宇治市共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負契約書（第51条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成29年3月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（(財)建設業適正取引推進機構）

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

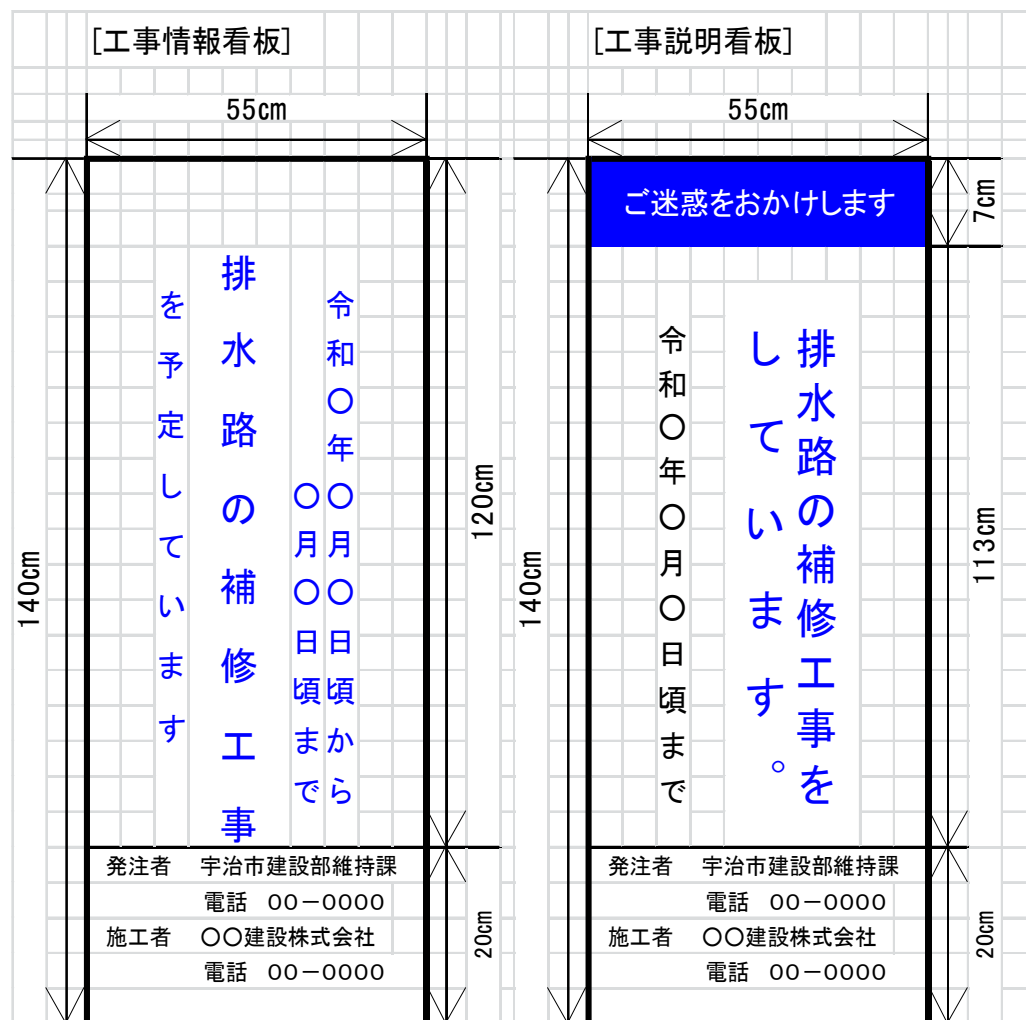
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：老朽化した排水路をなおしています。
 工事種別：排水路補修工事

工事標示板の大きさ(横114cm×縦140cm)

ご迷惑をおかけします	
老朽化した排水路を なおしています	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時 間 帯 00:00~00:00	
排水路補修工事	
発注者	宇治市建設部維持課 電話〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

施工機械の
指定

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械掘削	バックホウ	平積 0.1 m ³ 平積 0.2 m ³	排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	
コンクリート殻運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	

(低騒音機械の使用)

本工事の施工にあたっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成 9 年度建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達できない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準 '89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準 '97 ラベル」に貼替えを行うこと。

環境対策

(環境等の保全)

- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。
- ・調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う際、流末の水環境の保全を図ること。
- ・粉じん、臭気、宅内逆流噴出等について対策を講じなければならない。

（仮設トイレの設置）

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置できない場合は代替となる方法を講じなければならない。

交通安全管理（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

＜交通誘導警備員の有資格者＞

本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名配置することとする。

ただし、所轄警察署と打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合はこの限りではない。

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

施工時期及び（施工時間）

施工時間の変更 工事の作業時間は、原則として9：00～17：00（昼間）・21：00～6：00（夜間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

また、同日内に昼間・夜間作業を原則行わないこと。

ただし、緊急を要する場合は、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

保険の付保 (法定外の労災保険の付保)

及び事故の補償 本工事においては、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

仮設工 (任意仮設)

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、施工の前に仮設図、応力計算書、施工方法等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

土工 (再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材を使用するものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
	RC-40	路床、路体	
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤、補足材	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	再生アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アス	基層	
	再生密粒度アス	表層	
再生コンクリート砂	RC-10 もしくは RC-5	基礎、防護（本管・取付管）	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

埋戻工 (埋め戻し材)

本工事における埋め戻し材料は、RC-40 とする。

無筋・鉄筋コン（コンクリートの水セメント比）

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

（アルカリ骨材反応抑制対策）

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。

材料及び施工 （再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策）

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日付け環境庁告示46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶融試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

再生コンクリートを使用する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

アスファルト舗装工 （アスファルト混合物事前審査制度）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

現地調査 （現場調査について）

発注者から補修等に関する指示を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、施工箇所の確認を行うこと。また、調査完了後は調査結果を発注者に速やかに連絡し協議を行うこと。

事前調査・測量（用地境界杭、境界プレート等）

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

（街区基準点）

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

提出書類

（納品書・納入書等の提出）

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出すること。

資 材 名	規 格	適 用
交通誘導警備員		

その他

（個人情報の保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、速やかに監督職員に報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

（関係機関協議）

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

（関連工事の調整）

工事区域内または近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制及び工事車両の搬出入等において、十分に調整すること。

（地元調整等について）

連絡調整及び工事説明用資料（チラシ）の作成・配布等は、受注者が行うものとする。なお、書類等を配布・提出する前には、必ず監督職員に提出し、確認を得なければならない。

（使用材料）

本工事における使用材料について、下水道用資器材はⅠ類資器材指定品およびⅡ類資器材登録品とする。その他工種は、JIS規格品とする。また規格品以外を使用する際には監督職員の承諾を得なければならない。

（安全関係）

1. 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合せ簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、他地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
2. 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

（全般）

1. 受注者は、工事用水および工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設人孔に流してはならない。既設人孔への接続はその対策について監督職員の確認を得た後に行うこと。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。
2. マンホール蓋において、人孔深が2.0m以上となる場合はロック付転落防止梯子を設置すること。

（その他）

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者、受注者の双方が協議のうえ、定めることとする。